

事 務 連 絡

平成28年4月26日

熊本県 災害救助担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）

平成28年熊本地震に係る当面の住まいの確保についての留意事項

今般の熊本県地震において、避難所で生活されている被災した方々が速やかに応急仮設住宅や公営住宅等の当面の住まいに移っていただくことが重要であることから、現在行われている住家の被害認定、避難者に対する意向調査、用地の確保等について、県内一律とするのではなく、当該準備が整った市町村から先行的に進めていただきますよう管内市町村に周知いただくとともに、下記の内容に留意しながら、被災した方々の住まいの確保に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1. 被災者の当面の住居の確保を図るため、応急仮設住宅の供給と併せ、公営住宅やUR賃貸住宅、国家公務員宿舎等の空き家の活用を図ることとし、被災者に対し、情報の一元的な提供を行うこと。
2. 応急仮設住宅を建設する場合に当たってはその仕様について、以下の点に留意すること
 - (1) バリアフリー仕様
高齢者・障害者等の利用に配慮した住宅の仕様は誰にとっても利用しやすいことから、通常の応急仮設住宅にあってもできる限り、浴室・便所等に手すりを設置するなど物理的障壁の除去された（バリアフリー）仕様となるよう配慮されたい。
 - (2) 福祉仮設住宅
段差解消のためのスロープや生活援助員室を設置するなど老人居宅介護等事業等の利用者が居住しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特

別な配慮を有する複数の者を収容する施設（福祉仮設住宅）を応急仮設住宅として設置できる。

福祉仮設住宅は、被災の規模及び程度、被災者のうち高齢者、障害者等の数並びに施設入所等の状況を勘案し、必要な設置戸数を定め、高齢者・障害者等の利用しやすい設備及び構造に配慮して設置すること。

3. 集会施設

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

集会施設は、住民による自主的運営を原則とし、各種行事等のために活用されるものであるが、行政、その他による生活支援情報や保健・福祉サービス等を提供する場所としても活用できる。

なお、集会施設の設置に当たっては、応急仮設住宅が50戸未満の場合でも小規模な集会施設の設置が可能であるので適宜ご相談されたい。

4. 入居決定のあり方

応急仮設住宅を含めた公営住宅等の被災した方々に対する住まいの提供に際しては、高齢者・障害者等の個々の世帯の必要度に応じて入居決定すべきことであることから、機械的な抽選等を行わず、被災した方々の意向を十分に踏まえ、住まいの提供を行われたい。

また従前地区のコミュニティーを維持することも必要であり、応急仮設住宅の提供に当たっては単一世帯毎ではなく、従前地区での数世帯単位での入居方法も検討するとともに、高齢者・障害者等が集中しないように配慮願いたい。